

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

規制の名称：国内希少野生動植物種の追加

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

評価実施時期：令和5（2023）年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。）では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。

国内希少野生動植物種の指定対象種は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号。）に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その個体数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、指定を進めてきたところ。

上述の実態調査等により野生動植物49種（せせりちょう科3種、おなじまいまい科2種、植物44種）について、個体数や分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、これらの野生動植物種を指定しない場合には、生息・生育環境の悪化や個体数の減少により種の保存に支障を来し、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に影響が生じる可能性があり、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加した。

令和5年3月時点で、社会経済情勢や科学技術については大きな変化は生じていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

当該49種の野生動植物種を指定しなかった場合には、生息・生育環境の悪化や個体数の減少により種の保存に支障を来し、生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に影響が生じる可能性があった。当該規制の改正後、大幅な状況の変化はみられていない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

当該規制の改正時には想定されていなかった状況の変化・影響はなく、国内希少野生動植物種の指定の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【規制の新設・強化】

[事前評価時の測定指標]

新たに発生した許可申請等件数。

[遵守費用]

年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
測定指標						
新たに発生した許可申請等件数（件）	0	23	29	7	32	91
申請等手続に要した費用（千円）	0	414	533	127	577	1,651

1申請当たり1人日を要するとして、国税庁「民間給与実態統計調査結果」における各年度

の平均給与より1申請あたりの申請等手続に要する費用を算出し（各年度の平均給与÷240日）、「申請等手続に要する費用×許可申請等件数（実数）」を当該年度の申請等手続に要した費用とした。

[費用推計との比較]

事前評価による遵守費用の推計は行っておらず比較はできない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【規制の新設・強化】

[行政費用]

年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
測定指標						
新に発生した手続件数 (件)	0	23	29	7	32	91
審査手続に要した費用 (千円)	0	1,033	1,303	314	1,437	4,087

1件当たりの審査に2人日を要するとして、総務省「令和3年度地方交付税関係参考資料」の職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員Bの単価（5,390千円）より1件あたりの審査手続に要する費用を算出し（2人日約44.9千円（5,390千円÷240日×2人））、「審査手続に要する費用×手続件数（実数）」を当該年度の申請等手続に要した費用とした。

[費用推計との比較]

事前評価による遵守費用の推計は行っておらず比較はできない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【規制の新設・強化】

[効果]

国内希少野生動植物種に指定した 49 種については、いずれの種も絶滅や急激な生息・生育状況の悪化などは確認されていない。

[効果予測との比較]

当初より、指定によって絶滅を回避し、種の保存を図ることを見込んでいたため推計と実績にかい離は生じなかった。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

【規制の新設・強化】

当該 49 種について現時点で絶滅は回避されており、今後も継続的に捕獲等、譲渡し等、輸出の規制を行うとともに、生息・生育環境の保全等の取組が実施されれば、生息・生育状況の回復が見込まれ、生物多様性の確保及び自然環境の保全に資することが便益となる。

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の絶滅を回避し、種の保存を図ること等の金銭価値化の手法は確立されていないことから、金銭価値化は行われていないため、便益の定量的な記載は困難である。

なお、個々の種の保存による金銭的価値化は困難であるものの、生物多様性や生態系サービスの経済的価値の評価手法に係る研究は行われており、生態系の一部である絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存も含む生物多様性の確保や、良好な自然環境の保全に便益があることについては一定の知見がある。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

【規制の新設・強化】

当該 49 種の国内希少野生動植物種のうち、譲渡し等は規制対象外となる特定第一種国内希少野生動植物種を除く 30 種を販売していた事業者については、事業が実施できなくなったが、既存事業者も新規参入事業者も同様に捕獲等、譲渡し等、販売目的の陳列又は広告ができなくなったことから、事業者間の競争に負の影響は及んでいない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

【規制の新設・強化】

効果（便益）を金銭価値化することは難しいが、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存を図ることで生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資することが効果（便益）である一方で、追加的に生じた遵守費用及び行政費用は比較的少額であり、明らかに効果（便益）が費用より大きいと考えられ、当該規制を継続することが妥当である。